



国際刑事裁判所（ICC）の管轄権と非当事国

村井，伸行

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2005-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3296

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003296>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 6 】

氏 名・（本 籍） 村井 伸行 （ 京都府 ）

博士の専攻分野の名称 博士（法学）

学 位 記 番 号 博い第85号

学位授与の 要 件 学位規則第5条第1項該当

学位授与の 日 付 平成17年3月25日

【 学位論文題目 】

国際刑事裁判所（ICC）の管轄権と非当事国

審 査 委 員

主 査 教 授 中村 道
教 授 五十嵐 正博
教 授 酒井 啓亘

本論文の目的は、ＩＣＣ規程当事国の領域内で生じるＩＣＣ規程上の犯罪の実行に責任を有する規程非当事国の国民に対するＩＣＣの管轄権行使の合法性の問題を解明することにある。より具体的には、ＩＣＣ規程非当事国の領域内で生じたＩＣＣ規程上の犯罪に責任を有する非当事国の国民に対してＩＣＣは管轄権を行使しうるか否か、特に、非当事国の国家代表者並びに軍事要員に関する逮捕状、逮捕要請及び引渡要請を当該非当事国の同意なしに発付し、規程当事国に送達することができるか否かという問題、並びに、国連平和維持活動に従事する規程非当事国の国民をＩＣＣの管轄権行使の対象から除外する国連安全保障理事会決議１４２２、１４８７は国連憲章及びＩＣＣ規程と合致するか否かという問題を解明することにある。

序章は、問題の所在を明らかにし、前提的問題を検討する。まず、ＩＣＣ規程の効力が規程当事国の領域に所在する外国人を含むすべての個人に対して及ぶこと、また、規程当事国の領域外に所在する国家代表者に対してさえ、規程当事国の領域内で生じた犯罪に責任を有する限り、ＩＣＣ規程の効力が及ぶことを確認し、検討すべき問題は、ＩＣＣの管轄権行使と、慣習国際法上の外国の国家代表者の刑事管轄権からの免除との関係、地位協定などに基づく外国の軍事要員の特権免除との関係、米国の締結している米国民のＩＣＣへの引渡を禁止する「不引渡協定」との関係に絞られることを指摘する。その上で、ＩＣＣの管轄権の淵源に関して、先行研究を概観するとともに、筆者が依拠する見解を明らかにしている。また、前提的問題として、「犯罪地国」が規程当事国である場合にＩＣＣの管轄権行使を認める規程第１２条の適用に関する問題点、ＩＣＣの管轄権行使制度と被疑者の逮捕・引渡手続との関係（特に被疑者の逮捕要請及び引渡要請の執行義務の発生する時期）を検討する。

第１章は、慣習国際法上外国の国家代表者が享有する刑事管轄権からの免除がＩＣＣの管轄権行使、特に被疑者の逮捕状、逮捕要請及び引渡要請の発付を妨げるか否かという問題を検討する。

第一に、規程第２７条及び規程第９部の司法協力制度の実効的意味、規程の趣旨及び目的から、規程第９８条１項の「第三国」は「規程非当事国」を意味すると考えられるため、第９８条１項の下でＩＣＣが同意を得なければ管轄権を行使しえないのは、非当事国の国家代表者に限られることを明らかにする。

第二に、慣習国際法上の免除がＩＣＣ規程上の犯罪に対しても適用されうるか否かは、これまでの国家実行を見る限り必ずしも明らかでないことから、国内裁判所の免除に関する判例と国際裁判所の刑事管轄権行使に関する実行を分析する。まず、前者について、外国国家代表者の免除に関する近年の国際判例及び国内判例を概観し、また学説を検討することにより、慣習国際法上の免除とＩＣＣ規程上の犯罪との関係について判例及び学説を（ｉ）強行規範優位説、（ii）慣習法上の免除否定説、（iii）慣習法上の事項的免除否定説、（iv）慣習法上の免除肯定説の４つの類型に分類する。その上で、（ｉ）（ii）（iv）はそれぞれ問題を抱えていることを指摘し、また、（iii）が近年の国際判例及び国内判例の傾向とかなりの程度合致することを明らかにする。他方、後者については、ニュルンベルグ、東京裁判によるドイツと日本の国家代表者の処罰は、それぞれモスクワ宣言、ポツ

ダム宣言の受諾に基づいており、また、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所（ICTY）によるミロシェビッチ大統領の訴追は、国連憲章第７章に基づくものであるため、いずれも慣習国際法上の免除規則は関係がないことを指摘する。ただし、テイラー・リベリア大統領に対する逮捕状の発付の合法性に関するシエラレオネ特別裁判所（SCSL）の決定は、（１）国連憲章第７章に基づく非軍事的強制措置説、（２）国連の締結した条約がリベリアを拘束するとする説、（３）国際刑事裁判機関における免除不適用説の３つに依拠しており、いずれも根拠が不十分であるものの、SCSLの実行が国際社会において受け入れられた場合、（３）の立場が確立されていく可能性があることを指摘する。

第三に、結論として、ＩＣＣは、将来的には、国際刑事裁判機関における免除不適用説に依拠する可能性も排除されないと指摘しつつ、現時点では、慣習法上の事項的免除否定説に依拠することが妥当であるとする。

第２章は、駐留外国軍又は国連平和維持活動の地位協定などが定める軍隊要員の免除又は派遣国の管轄権への服属が、ＩＣＣの管轄権行使、特に被疑者の逮捕状、逮捕要請及び引渡要請の発付を妨げるか否かという問題を検討する。

第一に、武力紛争下の外国の軍隊要員には１９４９年ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の重大な違反行為に関する処罰規定が適用されるため、ＩＣＣの管轄権行使は妨げられないことを指摘する。他方、駐留外国軍の地位協定に基づいて駐留する外国軍隊の要員については、派遣国と受入国との間で武力紛争が存在する場合には、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書が適用されるため、ＩＣＣの管轄権行使は妨げられないが、外国の軍隊要員が受入国以外の規程当事国でＩＣＣ規程上の犯罪を行った後に受入国に入国した場合、地位協定に基づく派遣国の「裁判権を行使する第一次の権利」を尊重する義務が規程第９８条２項の「国際協定上の義務」を構成するため、ＩＣＣは被疑者の引渡要請を発付することはできないと解される可能性があることを指摘する。ただし、著者は、ＩＣＣの管轄権行使は補充性の原則に従って行われるため、派遣国による処罰が不十分である場合にまでＩＣＣによる被疑者の引渡要請の発付が妨げられるかは疑問であるとする。

第二に、規程当事国の領域内で任務を遂行する国連平和活動要員については、*jus ad bellum*と*jus in bello*は区別されることから、それらの要員に対する国際人道法の適用の可否は、それらの要員が紛争当事者となっている武力紛争が存在するか否かによるとする。ただし、国連の指揮下にある要員は、国連特権免除条約又は国連と受入国との間の地位協定に基づく免除を享有するため、ＩＣＣ・国連関係協定第１９条に従って国連がそれらの者の免除を放棄する権限を有するのに対し、各国の指揮下にある要員は、派遣国と受入国との間の地位協定などに従って特権免除を享有するか、あるいは派遣国の専属的管轄権の下にあるため、これらの特権免除や専属的管轄権は第９８条２項の「国際協定上の義務」を構成し、派遣国がこれらの特権免除や専属的管轄権を放棄する権限を有すると解される可能性があり、矛盾が生じうることを指摘する。

第三に、米国の締結を進めている「不引渡協定」については、このような協定の締結自体が規程署名国の条約目的阻害行為禁止義務又は規程上の当事国の義務（特に第２７条、８６条）に違反するか否かという問題と、この「不引渡協定」に基づくＩＣＣへの不引渡義務は第９８条２項の「国際協定上の義務」を構成するか否かという問題を検討している。前者の問題については、「不引渡協定」前文はＩＣＣ規程上の犯罪を行った自国民を処罰

する米国の意思を明記しており、また、ＩＣＣの管轄権行使は補充性の原則に基づくものであるため、「不引渡協定」の締結自体が署名国の義務又は当事国の義務に違反するとまではいえないとする。他方、後者の問題については、第９８条２項は、「派遣国」から受入国に対して一定の公的任務の遂行のために派遣された者を保護することを目的とする規定であると位置づけ、公的任務を担っていない「過去の政府職員、（契約職員を含む）被雇用者若しくは軍隊要員」と一般の「国民」は第９８条２項が適用される者には当たらないと主張する。また、第１章における検討から第９８条１項の「第三国」には規程当事国は含まれないため、第９８条２項の「派遣国」は「規程非当事国である派遣国」を意味し、第９８条２項は非当事国によってのみ依拠されうると解することが妥当であると指摘する。

第四に、しかし、「不引渡協定」に反対するＥＵ諸国もアフガニスタン国際治安支援軍（ＩＳＡＦ）の軍事技術協定が定めるＩＳＡＦ要員の国際裁判所への引渡禁止条項を援用する可能性があり、また、犯罪人引渡条約の第三国への再引渡禁止義務も規程当事国によっても依拠される可能性があることを指摘する。この場合、第９８条２項の存在意義について、規程非当事国の権利又は利益を保護するための規定という説明が成り立たないため、別の説明が必要となると指摘する。結論として、第９８条２項は以上のような極めて重大な問題点を内包する規定であることから、第１１９条２項に従って締約国会議で第９８条２項の解釈及び適用に関して何らかの合意がなされることが望ましいと主張する。

第３章は、米国の要請により国連安全保障理事会が採択した決議１４２２、１４８７は、国連平和活動に参加する規程非当事国の国民に対するＩＣＣの管轄権行使を停止することをＩＣＣに要請するものであるが、これらの決議が国連憲章第３９条及びＩＣＣ規程第１６条と合致するか否かという問題を検討する。まず、国連憲章との両立性に関して、決議では憲章第３９条に基づく事態の認定が曖昧であるものの、安保理事会は第３９条の事態の認定に関して広範な政治的裁量権を有しているため、これらの決議における事態の認定が憲章第３９条に基づく理事会の事態認定権を逸脱しているとまではいえないとする。次に、ＩＣＣ規程との両立性について、第１６条の起草過程における議論などを参照する限り、第１６条は、具体的な事態が生じた後に和平交渉に従事する国家代表者などがＩＣＣの管轄権行使の対象となることにより和平交渉が頓挫することを防ぐための規定であることが明らかであるものの、第１６条の「通常の意味」は、安保理事会が捜査・訴追停止要請を行うための唯一の要件が「国連憲章第７章の下で採択された決議」による要請であることを明らかにしており、具体的な事態が生じた後でしか第１６条は援用されえないという結論を導き出すことは困難であるとする。また、国際司法機関による安保理事会決議の司法審査の可能性の観点からも、ＩＣＣが理事会決議１４２２、１４８７の司法審査に踏み込むことが可能であるとしても、理事会は「国際の平和と安全の維持又は回復」という目的のために広範な政治的裁量権を有しているため、これらの決議が国連憲章又はＩＣＣ規程に違反し無効であるという決定を下す可能性は極めて低いことを指摘する。さらに、仮にＩＣＣがこれらの決議は国連憲章又はＩＣＣ規程に違反し無効であるという決定を下し、これらの決議によって保護されている者に対する捜査・訴追を開始したとしても、決議は、国連加盟国に対して理事会の捜査・訴追停止要請に反したＩＣＣの管轄権行使への非協力義務を課しており、この義務が、憲章第１０３条に従って、ＩＣＣ規程上の協力義務に優先することを明らかにする。結論として、著者は、第１６条は、仮に決議１４２２、１４

８７のような内容の決議が国連憲章又はＩＣＣ規程の趣旨及び目的に反するのであれば、安保理事会の理事国の政治的判断によって阻止されることを前提とするものであると主張する。著者は、この見解を裏付けるものとして、イラクのアブグレイブ収容所などでの米軍要員による抑留者の虐待の事実が明らかになった２００４年には、決議１４８７を更新する決議案が反対国多数のため採択されなかった事実を挙げる。

終章は、本論文全体を要約し、ここで明らかにされずに残された２つの問題に言及する。１つは、慣習法上の免除又は派遣国の管轄権を侵害して被疑者の逮捕が行われたとしても、アイヒマン事件判決の論理によると、当該被疑者に付随する違法性は、ＩＣＣによる当該被疑者に対する管轄権行使を妨げないという結論が導かれるが、この結論は妥当であるかという問題である。もう１つは、本論文は、ＩＣＣの管轄権の淵源は国家の属地的又は属人的管轄権のＩＣＣへの委譲にあるという国家管轄権委譲説に依拠して議論を進めているが、規程第１２条３項のアドホックな管轄権受諾宣言、又は第１３条（ｂ）の国連安保理事会による事態の付託の場合の非当事国の領域で生じたＩＣＣ規程上の犯罪に対するＩＣＣの管轄権行使の合法性は、国家管轄権委譲説によって説明されうるかという問題である。

1998年7月のローマ会議で採択された国際刑事裁判所ローマ規程(The Rome Statute of the International Criminal Court (ICC))については、既に重要な個別テーマに関する多くの先行研究がある。特に、ローマ会議では、ICCの管轄権行使の前提条件に関して、米国が犯罪地国だけでなく被疑者国籍国もICCの管轄権を受諾していることを要求する提案を行ったにも拘わらず、この提案は受け入れられず、犯罪地国又は被疑者国籍国のいずれかがICCの管轄権を受諾している場合をもって足ることになった。そのため、海外に多くの自国兵士を抱える米国が一貫してICCの管轄権制度に反対の意思を表明するとともに、その立場を確保する内容の国連安保理事会決議の採択や二国間協定の締結を働きかけてきたことから、ICCの管轄権行使制度の合法性及びICCの管轄権制度に対する米国の反応について、外交上および学説上激しい論争が行われてきた。従って、既に欧米では、ICCの管轄権と非当事国との関係を扱う多くの論文が公表されており、ICCによる非当事国国民に対する管轄権行使の合法性について学説の立場は大きく分かれる。しかし、それらの論稿のうち、ICC規程と非当事国との関係を総体的に捉えて論じているものは極めて少なく、また、米国のICCに対する批判がICCの管轄権行使の合法性の問題だけでなく検察官の起訴裁量の政治的濫用や裁判官の政治的偏見に基づく判決の危険性の問題にも及ぶため、非当事国の国民に対するICCの管轄権行使の合法性という問題についても理論的な検討を貫徹したものは少ない。なお、日本におけるICC規程と非当事国との関係に関する本格的な研究は、今日までのところ皆無である。

本論文は、規程当事国内で生じたICC規程上の犯罪に責任を有する非当事国の国民に対するICCの管轄権行使の合法性を理論的に解明しようとするものであり、そこに本論文の最大の意義がある。すなわち、この論文は、まず第1章で、ICC規程当事国内で生じた犯罪に対するICCの管轄権は、国際法上その合法性に疑いがない属地的管轄権又は積極的属人的管轄権に基づくものであるため、規程非当事国の国民に対するICCの管轄権行使も原則として合法であることを明らかにしつつ、ただし、規程当事国内で生じた犯罪に責任を有する非当事国の国家代表者、軍隊要員及び国連平和活動要員に対するICCの管轄権行使の合法性について疑義が生じうることを指摘する。その上で、第1章で国家代表者に対する管轄権行使の可否、第2章で軍隊要員及び国連平和活動要員に対する管轄権行使の可否並びに米国が締結を進めている「不引渡協定」と署名国及び当事国の義務との関係を検討している。

第1章の慣習国際法上の国家代表者の免除の原則の問題の検討に際しては、近年の管轄権免除に関する国際判例及び国内判例を、民事管轄権からの免除と刑事管轄権からの免除の両面から極めて厳密に検討した上で、判例及び学説の類型化と各類型の検討及び問題点の指摘を行うとともに、適切な結論を導き出している点で評価できる。また、第2章において、第98条2項は、「派遣国」が領域国に対して一定の公的任務を遂行するために派遣した者に対するICCの引渡要請の発付を禁止する条項であると位置づけつつ、「派遣国」には非当事国だけでなく当事国も含まれるのか否かが曖昧であること、また、補充性の原則との関係で第98条2項がICC規程に挿入された趣旨が曖昧であることを指摘していることは重要である。特に、国連平和活動要員に対するICCの管轄権行使に関して、国連の指揮下の要員と各国の指揮下の要員とで免除又は派遣国の専属的管轄権の法的

根拠が異なるため、同一国内で活動する国連平和活動要員の間で国連が免除を放棄する権限を有する者と派遣国が免除又は専属的管轄権を放棄する権限を有する者が存在し、両者の間で矛盾が生じうるという点は極めて重要な指摘である。また、第3章で、ICC規程第16条に基づく捜査・訴追の停止は、安保理事会の政治的裁量に基づく要請を前提としており、ICCが安保理事会の政治的裁量の行使の妥当性を検討する余地は極めて狭いと指摘していること、また、決議1422、1487は具体的な事態が生じる前に採択されたことを根拠に安保理事会の権限逸脱であるとする批判は、同時に、具体的な事態が生じた後には同じ内容の決議が採択されうるという帰結をもたらす点で決定的でないと指摘していること等が評価される。

その反面、第2章の武力紛争下における外国軍隊要員、地位協定に基づいて駐留する外国軍隊要員及び国連平和活動要員と領域国の管轄権との関係については、第1章で行われているほど徹底した国家実行や判例の分析がなされておらず、精緻さに欠ける側面があることは否定できない。また、第3章における国連安保理事会決議1422、1487の国連憲章との両立性及びICC規程第16条との両立性に関しても、憲章第39条の「平和に対する脅威」の政治的認定に対する限界の究明やICC規程第16条の起草過程における議論の追跡がやや薄弱であるように見受けられる。また、この論文の終章が指摘する通り、ICCの管轄権の淵源に関する国家管轄権委譲説と固有の管轄権説との対立の問題を解明するためには、規程非当事国内で生じた犯罪に対するICCの管轄権行使の合法性を検討することが必要であり、本論文の「ICCの管轄権と非当事国及び非当事国の国民との関係を解明する」という当初の目的が完全には達成されていないことを意味する。さらに、本論文は、ICC規程の採択から6年、同規程の発効から2年しか経過していない段階で執筆された関係上、第3章における安保理事会決議1422、1487の検討を除いて、ICCの管轄権行使に関する具体的な事例が存在していない状況の中で書かれているため、全体的に理論的な検討が中心となっており、実証的な検討はほとんど行われていない。この点は、今後のICCの管轄権行使の事例を踏まえて、フォローアップされることが望まれる。

もっとも、これらの残された問題や課題は、本論文の学術的な価値を本質的に損なうものではなく、むしろ、そこで示された研究内容が一定の高い水準を有するがため引き出されるものであり、その意味で、本論文がそれ自体として高い学術的価値を有することに全く変わりはない。

以上の理由により、下記の審査委員は一致して、本論文の著者村井伸行が博士(法学)の学位を授与されるに十分な資格をもつものと判定する。

平成17年2月16日

主査 教授 中村 道
教授 五十嵐 正博
教授 酒井 啓亘